

# 全国司法書士女性会FAX通信245号 (2011年10月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aokitakigawa.com

「全国司法書士女性会総会」「女性の集い」が開催されました。  
2011年10月15日土曜日、司法書士会館において、女性会総会及び女性の集いが開催されまし  
た。

韓国から法務士 朴恵眞氏が来日。手作りの「日本親族相続法と大韓民国親族相続法の比較  
対照表」もご用意くださり、韓国での女性保護政策が進んでいる様子をお話し下さいました。

続いて、司法書士 鄭英模氏による「韓国家族登録制度と在日韓国人の相続登記」について  
のご講演があり、クオリティの高い研修会となりました。

また、長年、「夫婦別姓」制度実現にご尽力下さっている  
小宮山洋子大臣をはじめ、たくさんのご来賓をお迎えすることができました。

以下に、出席ご来賓を披露いたします。

☆ご来賓☆

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 民主党衆議院議員                 | 小宮山洋子厚生労働大臣 |
| 民主党衆議院議員                 | 加藤公一様       |
| 民主党参議院議員                 | 大河原雅子様      |
| 民主党衆議院議員                 | 江端貴子様       |
| 民主党衆議院議員                 | 木村たけつか様     |
| 民主党衆議院議員                 | 吉田公一様       |
| 自民党衆議院議員                 | 小池百合子様      |
| 公明党衆議院議員                 | 高木美智代様      |
| 民主党衆議院議員                 | 末松義規様秘書     |
| 民主党衆議院議員                 | 初鹿明博様秘書     |
| みんなの党衆議院議員               | 柿澤美途様秘書     |
| 日本司法書士会連合会               | 早川敏夫副会長     |
| 日本司法書士会連合会               | 早川清人常任理事    |
| 日本司法書士会連合会               | 長谷川清理事      |
| 東京司法書士会                  | 柏戸 茂会長      |
| 日本司法書士政治連盟               | 芝 将宏副会長     |
| 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート | 松井秀樹理事長     |
| 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会        | 山田猛司会長      |
| 神奈川県司法書士政治連盟             | 三好千江子会長     |
| 東京司法書士協同組合               | 遠海陽子副理事長    |
| 全国青年司法書士会連合会             | 正影秀明副会長     |

※本定時総会において、事務局担当理事は「滝川あおい」から「岡田史枝」に代わりました。

～登記識別情報再作成申出書～

理事 岡 田 史 枝

ようやく、登記識別情報の取り扱いにも慣れてきましたが、シールが上手くはがれず困ら  
れたことはありませんか？

私は、お取引の現場で、上手くはがれず、急遽ご本人確認の方式に変更させていただくこ  
とが何度かありました。一度は、事務所に持ち帰ってから、シールの不具合に気づき、しか

も2号書面をひとつしかもらっていないことで大慌てしたという苦い経験もあります。

所有権移転で、もう二度とこの識別情報を使わないであろうという時はいいのですが、担保設定などで、また、この識別情報を使用する可能性があるときは、「登記識別情報の再作成」を利用するのもいいかと思います。

私は、この制度を最近はじめて利用し、しかも、所有権を取得後分筆して、分筆した後の土地が残る例を経験しましたので、ご報告します。

もう、すでに経験済みの方は、なあんだ、そんな簡単なこと と思いますでしょうが、お付き合いください。

この再作成の手続きは案外簡単で、申出書に申出人の住所・氏名・連絡先・不動産の表示を記載し、登記識別情報を提出します。法人の場合は、代表者事項証明書を添付しますが、原本還付もできます。窓口で受け取ることも、郵送で受け取ることも出来ます。

私は、翌日窓口で交付してもらいました。

こんな事例でした。

「1番1」の土地を購入し、後に「1番1」「1番2」「1番3」に分筆しました。そして、「1番1」「1番2」を売却し、「1番3」が残りました。

勿論所有権移転のときは、最初に交付を受けた「1番1」の登記識別情報を使用するのですが、このシールに不具合がありました。

そこで、本人確認情報に切り替えて申請をしました。

ところが後日、「1番3」の土地を売却する際、本来は又「1番1」の登記識別情報が必要で、このシールが不具合な為、本人確認情報を提出することになるのです。

しかし、そうしなくても、再作成の申出をすることによって、登記識別情報を提出することが出来るのです。これは勿論担保設定の場合もおなじです。

私は、「1番1」の登記識別情報を再作成してもらおうと思い、不動産の表示には「1番1」と記載しました。

しかし、実際には「1番1」ではなく「1番3」の再作成でした。

「1番3」の情報を失効させて、「1番3」を再作成するのだそうです。

問題がひとつあります。

「1番3」の所有権移転登記には、この再作成された登記識別情報を使用するのですが、この再作成されたという事実を知らないと、「1番1」の登記識別情報が正しいものと思えますから、「1番3」の登記識別情報があること自体が不思議です。

この再作成の事実を、所有者にしっかり説明し、記録しておかないと混乱を生じることになります。こういうことに注意して制度を利用すればいいと思いました。